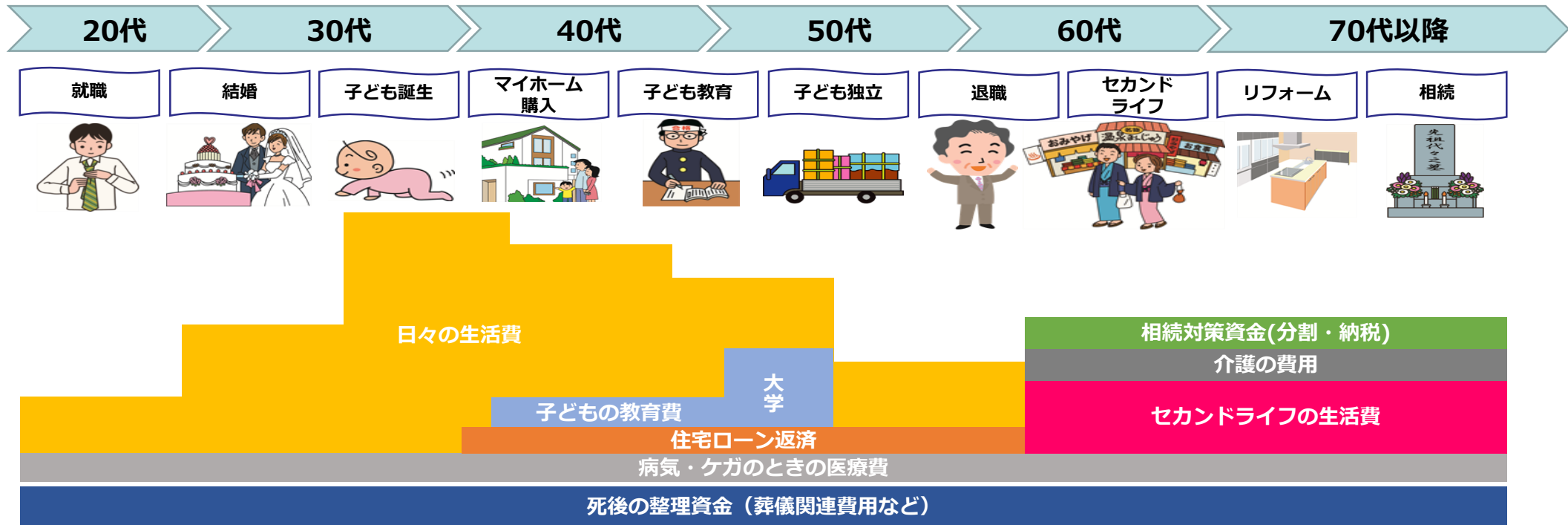


# はじめてみませんか？ 確定拠出年金制度 iDeCo



2021年6月





**結婚資金**  
 結納・婚約～新婚旅行にかかった費用総額(全国推計値)

**約469.2万円**

出典：リクルートプライダグ総研「ゼクシィ結婚トレンド調査2020」

**教育資金**  
 幼稚園から大学卒業までの教育費総額 (すべて私立文系)

**約2,533万円**

出典：文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査」  
 日本政策金融公庫「令和2年度 教育費負担の実態調査結果」

**住宅資金**  
 土地付き注文住宅購入の場合

**約4,257万円**

出典：住宅金融支援機構「2019年度フラット35利用者調査」  
 国土交通省「令和元年度 住宅市場動向調査」

**リフォーム費用**  
 リフォームを実施した世帯の平均費用

**約178万円**

出典：住宅金融支援機構「2019年度フラット35利用者調査」  
 国土交通省「令和元年度 住宅市場動向調査」

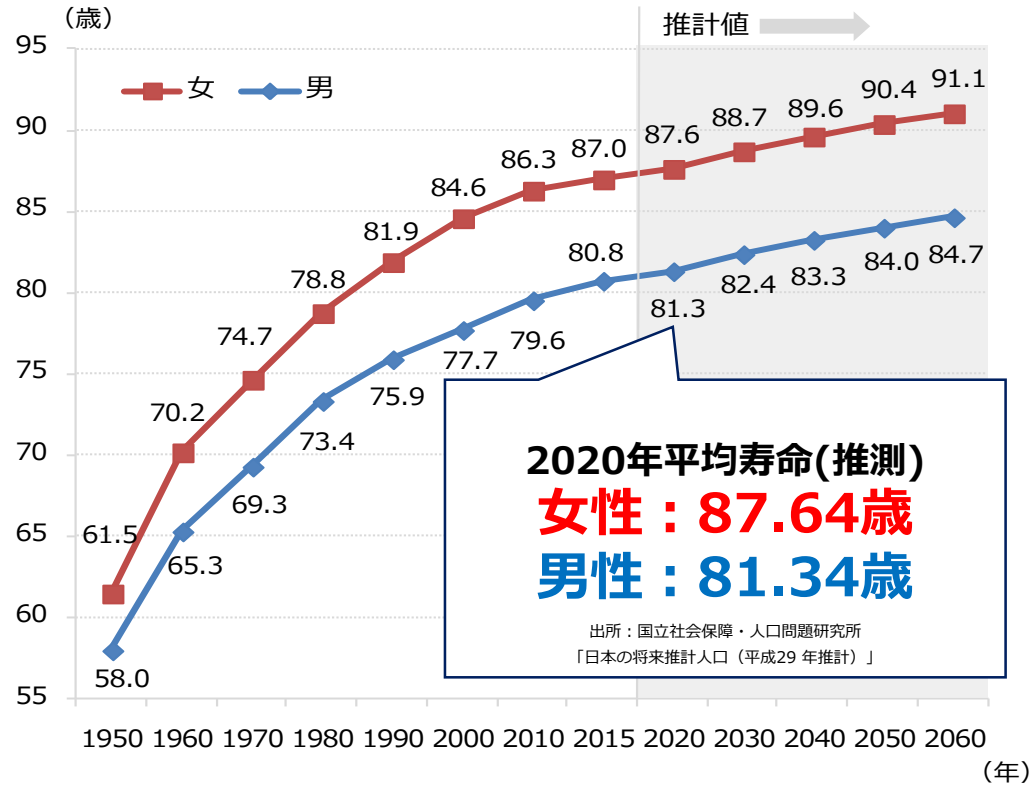
**老後生活資金**  
 同年齢の夫婦2人で65歳から90歳までの25年間、月額約34.9万円の生活をした場合

**約1億470万円**

出典：生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」  
 ゆとりある老後生活費

ライフイベントの3大資金「**住宅**」「**教育**」「**老後**」

# 人生100年時代！思ったより長生きします！



期間：1950年～2060年（10年刻み、2020年以降は推計値）  
 ※資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。1970年以前は沖縄県を除く値。0歳の平均余命が「平均寿命」。  
 出所：内閣府「平成29年版高齢社会白書」の資料\*をもとにアセットマネジメントOne作成

	男性	女性
70歳まで生きる確率	93%	97%
80歳まで生きる確率	71%	86%
90歳まで生きる確率	28%	52%
95歳まで生きる確率	10%	26%
100歳まで生きる確率	2%	7%

※各年齢の生存数を65歳の生存数で割って算出。（小数第1位を四捨五入）  
 出所：厚生労働省 第22回完全生命表のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

➡ 90歳まで生きる確率は男性が3人に1人、女性が2人に1人とされています

## セカンドライフに必要なといわれる金額は？

●同年齢の夫婦2人で、65歳に定年を迎えたと仮定。



セカンドライフを支えてくれる収入は主に公的年金ですが、老後の生活費の全てをカバーするのは難しいようです。  
早めの準備で、将来の支出に備えたいですね。

※1 厚生労働省「平成30年就労条件総合調査結果の概況」勤続20年以上かつ45歳以上の大学・大学院卒定年退職者の平均退職給付額  
 ※2 厚生労働省「平成29年1月27日 厚生労働省年金局年金課 報道発表資料」新規裁定者(67歳以下の方)の厚生年金額の例  
 ※3 生命保険文化センター／「平成28年度 生活保障に関する調査」ゆとりある老後生活費

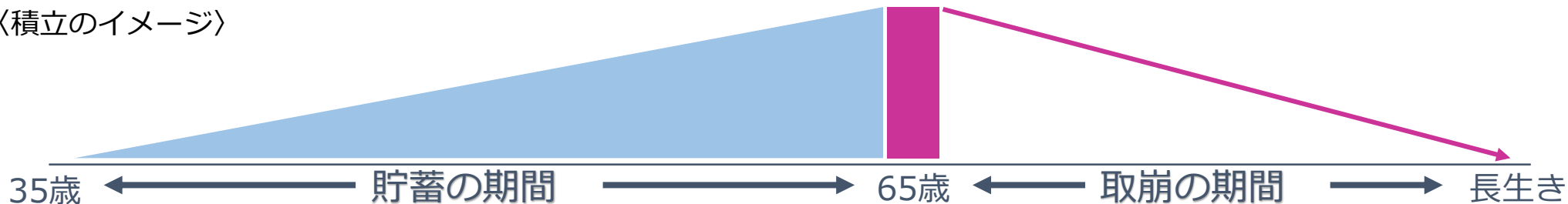
➡ では、どのように資金準備の計画を考えたらよいでしょうか

# ライフプランニング

「何のために」 → 「いつまでに」 → 「いくら必要」 → **が重要**

〔例〕セカンドライフ資金の準備を考える

〈積立のイメージ〉



35歳の男性が  
『老後資金準備のために』『65歳までに』『2,000万円の貯蓄が必要』と考えた場合

積立計画

必要貯蓄額

**2,000**

万円

÷

積立可能月数

**360**

ヶ月

=

月平均貯蓄額

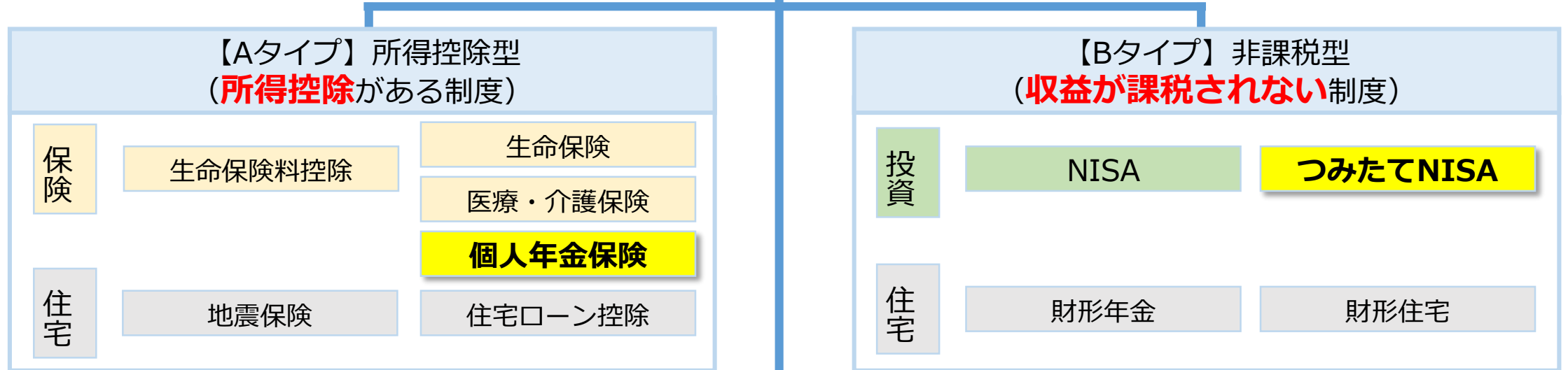
**5.5**

万円

➡ もし65歳を迎えたときに資金が不足していたら…想像してみてください

# コツコツ積立に「税制優遇」を賢く利用しよう！

## 税制優遇制度



### 【Cタイプ】 併用型

**iDeCo**

➡ 【Aタイプ】と【Bタイプ】の両方を享受できる制度『iDeCo』をご紹介します



# 老後資金を自分で積立てる制度！

確定拠出年金法に基づいて運営されている国の制度であり、さまざまな税制優遇で積立てを応援してくれています

## ここがポイント

毎月 **5,000円** から  
積立て

自分で  
**運用商品を選択**

**60歳以降**  
受取る

① 掛金が全額  
**所得控除！**

② 利息・運用益が  
**非課税！**

③ 受取り時にも  
**有利な税制！**

## 職業等による掛金額の上限

【掛金額は月々5,000円から1,000円単位で設定します】

<b>自営業・学生等</b> 月額 <b>68,000円</b> <small>(国民年金基金または付加年金との合算枠)</small>	<b>会社員</b>	お勤め先の企業年金に加入していない	月額 <b>23,000円</b>
		お勤め先の企業年金に加入している	確定拠出年金のみ 月額 <b>20,000円</b>
		上記以外	月額 <b>12,000円</b>
<b>公務員</b> 月額 <b>12,000円</b>			
<b>専業主婦(夫)</b> 月額 <b>23,000円</b>			

➡ **税制優遇の効果を具体例で見てください**



**〔例〕 Aさん 35歳 会社員のケース**  
 年収300万円 掛金23,000円/月 積立期間30年（65歳まで）

**① 掛金**

**掛金は全額所得控除**（小規模企業共済等掛金控除）されます。（所得税・住民税軽減）

<b>会社員の方</b>	<b>年収 300万円</b>
	月額掛金 23,000円
	所得税（5%） 13,800円
	住民税（10%） 27,600円



<b>税制上のメリット（例）</b>	
<b>年間軽減額</b>	<b>30年間 合計</b>
<b><u>41,400円</u></b>	<b><u>1,242,000円</u></b>
税額軽減の割合 15%	

【年間の税負担軽減額についてのご注意事項】・上記の年間税負担軽減額は、次の計算式で算出したサンプルです。「年間掛金拠出額×(所得税率※+住民税率)」※年収から給与所得控除などを控除した金額に応じて変わります。お客さまの状況によって金額が異なる場合がございますので、予めご了承ください。・2020年8月現在の税制・関係法令などに基づき記載しております。税率には復興特別所得税を考慮していません。将来の税制改正により内容が変更となる可能性がございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。・当社では税制相談はいたしかねます。具体的な税務取扱いなどについては、税理士などの専門家にご相談ください。

記載の内容は作成日時点の内容です。今後法令の改正などにより変更となる場合がございます。税制については、税務署や税理士などの専門家にご確認ください。今回の例は、2022年の法改正により積立期間を65歳まで設定可能になることを前提としています。



個人型確定拠出年金  
**iDeCo**

**〔例〕 Aさん 35歳 会社員のケース**  
年収300万円 掛金23,000円/月 積立期間30年（65歳まで）

②  
運用

**利息・運用益は非課税<sup>※1</sup> となります。**

※1 年金資産には特別法人税がかかりますが、現在は凍結されています。

● **運用益が1万円出た場合**

通常かかる税金**2,031円**（20.315%<sup>※2</sup>）

➡ **実際に手にできる運用益7,969円**

※2 2037年まで、復興特別所得税(0.315%)が付加されています。

**iDeCoなら  
まるまる1万円が利益**



**〔例〕 Aさん 35歳 会社員のケース**  
 年収300万円 掛金23,000円/月 積立期間30年（65歳まで）

**③ 受取**

**一括でも分割でも控除があります。 ※3**

※3 控除額を超える金額の受取には税金がかかります。

● **一括で受取り（一時金）退職所得控除の対象** ※4

※4 複数の退職所得がある場合は、合算して退職所得となり、所定の調整が行われます。

● **分割で受取り（年金）公的年金等控除の対象** ※5

※5 公的年金等控除の対象は、その年に支払われた確定拠出年金、公的年金、厚生年金等の年金収入金額合計となります。

**受取りの時、税金がかからない上限（控除額）はどのくらい？**

〈一括で受取る場合〉

〈分割で受取る場合〉 ※7

▶ iDeCo加入**20年** ※6 の場合… **800万円**

▶ **65歳未満**の場合… 年間**60万円**

▶ iDeCo加入**30年** ※6 の場合… **1500万円**

▶ **65歳以上**の場合… 年間**110万円**

※6 確定拠出年金の掛け金の積立てがあった期間となります。

※7 受取時の合計金額が1,000万円を超える場合は、上限（控除額）が異なります。詳細については国税庁のHPをご確認ください。

個人型確定拠出年金



## 所得税・住民税の軽減額試算

### ● 毎月10,000円（年間120,000円）積立てた場合

年収	税負担軽減率		税負担軽減額				
	所得税	住民税	1年	10年	20年	30年	40年
200万円	5%	10%	18,000円	180,000円	360,000円	540,000円	720,000円
300万円	5%	10%	18,000円	180,000円	360,000円	540,000円	720,000円
400万円	5%	10%	18,000円	180,000円	360,000円	540,000円	720,000円
500万円	10%	10%	24,000円	240,000円	480,000円	720,000円	960,000円
600万円	10%	10%	24,000円	240,000円	480,000円	720,000円	960,000円
700万円	20%	10%	36,000円	360,000円	720,000円	1,080,000円	1,440,000円
800万円	20%	10%	36,000円	360,000円	720,000円	1,080,000円	1,440,000円

### ● 毎月23,000円（年間276,000円）積立てた場合

年収	税負担軽減率		税負担軽減額				
	所得税	住民税	1年	10年	20年	30年	40年
200万円	5%	10%	41,400円	414,000円	828,000円	1,242,000円	1,656,000円
300万円	5%	10%	41,400円	414,000円	828,000円	1,242,000円	1,656,000円
400万円	5%	10%	41,400円	414,000円	828,000円	1,242,000円	1,656,000円
500万円	10%	10%	55,200円	552,000円	1,104,000円	1,656,000円	2,208,000円
600万円	10%	10%	55,200円	552,000円	1,104,000円	1,656,000円	2,208,000円
700万円	20%	10%	82,800円	828,000円	1,656,000円	2,484,000円	3,312,000円
800万円	20%	10%	82,800円	828,000円	1,656,000円	2,484,000円	3,312,000円

※1 個人型確定拠出年金は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となるため、課税対象所得が減り、所得税・住民税が軽減します。

※2 年収から給与所得控除、社会保険料15%、基礎控除を引いた額を課税所得とし、所得税・住民税を課税した場合の試算です。

出所：日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社HP

## 税制優遇商品 税負担軽減額例

税制優遇商品（所得控除タイプ）を活用することで、  
年末調整や確定申告等で所得税等の払い戻しを受けることができます。

※適用を受けるには一定の条件があります。条件については裏面をご参照ください。

◇毎月1万円（年間12万円）を以下の商品に充当した場合の税負担軽減額例

モデルケース		商品			年間税負担軽減額（所得税+住民税）	＜ご参考＞
家族構成	年収 (給与収入)	i DeCo (A)	個人年金保険 (B)	合計*1 (A+B)		
独身者	300万円	18,100円	4,800円	22,900円	12円	
	500万円	24,300円	6,900円	31,200円		
	1,000万円	36,500円	10,900円	47,400円		
夫婦 ※子どもなし	500万円	18,100円	4,800円	22,900円	12円	
	700万円	24,200円	6,900円	31,100円		
	1,000万円	36,500円	10,900円	47,400円		
夫婦と子1人	500万円	18,100円	4,800円	22,900円	12円	
	700万円	24,200円	6,900円	31,100円		
	1,000万円	36,500円	10,900円	47,400円		
夫婦と子2人	500万円	18,100円	4,800円	22,900円	12円	
	700万円	24,300円	6,900円	31,200円		
	1,000万円	36,500円	11,000円	47,500円		

\*1: iDeCo、個人年金保険それぞれに毎月1万円づつ充当した場合

\*2: 年初に一括で12万円を預入し、適用金利0.01%（年単利）の場合。

- ・上記は、以下の条件で試算したものです。お客様の状況によって、実際の金額とは異なる可能性があります。
- ・社会保険料控除額は財務省試算用指数を使用しています。
- ・課税所得は1,000円未満切捨て、税額は100円未満切捨てしています。
- ・個人年金保険料控除は、所得税4万円、住民税2万8000円で計算しています。
- ・課税所得は以下を差し引き算出しています。  
給与所得控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除
- ・“夫婦”は配偶者控除を適用、“夫婦と子1人”は子を一般の控除対象扶養親族1人として計算、“夫婦と子2人”は一般および特定扶養親族各1人として計算。  
子がすべて扶養控除対象外の場合は、“独身者”または“夫婦”を参考にしてください。
- ・所得税については、復興特別所得税を反映しています。
- ・住民税の均等割り額は、5,000円としています。
- ・所得税はその年の所得に対して課税され、住民税は前年の所得に対して課税されますのでご注意ください。
- ・2017年5月1日現在の税制に基づくものであり、今後変更される場合があります。個別具体的な税務の取扱いについては税務署にご確認ください。

### 【投資信託に関するご注意事項】

投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じ、元本を割込むおそれがあります。投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。投資信託へのご投資では、商品ごとに定められた手数料等（お申込金額に対して最大3.3%（税込）のお申込手数料（購入時手数料）、純資産総額に対して最大年2.420%（税込）の運用管理費用（信託報酬）（※）、基準価額に対して最大3.0%の信託財産留保額、その他運用に係る費用等の合計）をご負担いただきます。手数料等の合計については、保有金額または保有期間等により異なるためあらかじめ記載することができません。（※）一部のファンドについては成功報酬が別途かかります。成功報酬は運用状況等により異なるためあらかじめ記載することができません。（2020年10月1日現在）投資信託は預金でなく、預金保険の対象ではありません。また当社を通じてご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。投資信託の募集・申込等の取扱いは当社、設定・運用は投資信託委託会社が行います。商品ごとに手数料等およびリスクは異なります。詳細については、店頭にて用意しております最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。なお、「投資信託説明書（交付目論見書）」は当社Webサイトからもダウンロードできます。

### 【NISA・つみたてNISA ご利用にあたって共通のご注意事項】

日本にお住まいの20歳以上の個人の方（口座開設年の1月1日時点）が口座を開設できます。埼玉りそな銀行ではNISA・つみたてNISA口座開設には、投資信託の口座開設が必要です。NISA・つみたてNISA口座は全金融機関を通じて、同一年において一人一口座のみの開設となります（金融機関変更をした場合を除く）。金融機関の変更を行い、複数の金融機関にNISA・つみたてNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA・つみたてNISA口座でしか購入することができません。NISA・つみたてNISA口座内の株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。埼玉りそな銀行でのNISA・つみたてNISA対象商品は株式投資信託のみです。NISA・つみたてNISA口座は他の口座との損益通算、損失の繰越控除はできません。NISA・つみたてNISA口座には非課税投資枠（NISAは年間120万円・つみたてNISAは年間40万円）が設定されており、株式投資信託等を一度売却した場合、その分の非課税投資枠を利用した再投資はできません。NISA・つみたてNISA口座預り分から発生した収益分配金を再投資する場合も非課税枠を利用することとなります。中長期投資のための制度であることから、短期間の売買（乗換え）を前提とした商品には適しません。非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は従来より非課税であり、NISA・つみたてNISA口座での制度上のメリットは享受できません。つみたてNISA制度とNISA制度は併用できません。どちらかを選択する必要があります。

**【つみたてNISAご利用にあたってのご注意事項】**

つみたてNISAをNISAに変更する場合、もしくはNISAをつみたてNISAに変更する場合は、1月から12月までを1年の単位として1回のみ変更できます。つみたてNISAにおいては、定期的かつ継続的に対象商品の買付を行っていただきます。つきましては、つみたてNISAで1回限りの買付とする契約はできません。つみたてNISAは非課税期間の20年経過後時点で、契約は終了となります。非課税期間の20年経過後、新たなつみたてNISA枠への受入れはできません。つみたてNISA契約により買付けた対象商品の信託報酬等（概算）は、つみたてNISA契約者に年1回通知されます。つみたてNISAを契約した日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとに、お名前とご住所を確認させていただきます。当該日より1年以内に確認できない場合は、つみたてNISAへの対象商品の受入れができなくなります。

**【生命保険に関する注意事項】**

○埼玉りそな銀行による元本保証はございません。○埼玉りそな銀行は生命保険の募集代理店であり、保険契約の引受けや保険金等の支払いは引受け保険会社が行います。○引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額、解約返戻金等が削減されることがあります。また引受保険会社の業務または財政の状況の変化によっても、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額、解約返戻金等が削減されることがあります。○法令上の規制に基づき、お客さまの「お勤め先」や「埼玉りそな銀行への融資のお申込状況」等により、保険商品をお申込みいただけない場合があります。また被保険者となる方の健康状態等によりご契約いただけない場合があります。

**【個人型確定拠出年金（iDeCo・イデコ）についてのご注意事項】**

埼玉りそな銀行は、りそな銀行より個人型確定拠出年金（iDeCo・イデコ）の受付や運用商品の説明を委託された運営管理機関です。税制メリットをお受けいただくには、個人型確定拠出年金制度で定められている条件を満たしていただく必要があります。掛金は原則として60歳まで引き出すことができません。個人型確定拠出年金に加入いただくと、原則として途中脱退できません。加入要件に合致しない等によりお申込みをお受けすることができない場合がございます。加入される場合には所定の手数料がかかります。掛金の運用方法については複数の運用商品の中からお客さまご自身でお選びいただきます。運用結果によっては掛金元本を下回ることがあります。運用商品の内容については、専用コールセンターや、ホームページでご確認いただけます。会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。